

京都市屋外広告物等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年8月31日

京都市長 桝 本 賴 兼

京都市規則第36号

京都市屋外広告物等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市屋外広告物等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

目次中「第27条」を「第26条の2・第27条」に改め、「歴史的意匠屋外広告物」の右に「及び優良意匠屋外広告物」を加え、「第7章 屋外広告業(第37条～第43条)」を「第7章 屋外広告業(第37条～第43条)
第7章の2 公示の方法(第43条の2)」に、「・第48条」を「～第49条」に改める。

第1条第2項第1号中「(条例第11条第1項第7号に規定する建築物等定着型屋外広告物等をいう。以下同じ。)」、「建築物等定着型屋外広告物等以外の屋外広告物又は掲出物件(以下「」及び「」という。)」を削る。

第1条の次に次の1条を加える。

(建築物等定着型屋外広告物等に係る工作物)

第1条の2 条例第2条第10号に規定する別に定める工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 垣、柵、屏、門その他これらに類するもの
- (2) 自動販売機その他これに類するもの
- (3) 自動車又は自転車を駐車するための施設(以下「自動車等駐車施設」という。)

第2条各号列記以外の部分中「第2条第9号」を「第2条第12号」に改め、「の各号」を削り、同条第7号を次のように改める。

- (7) 自動車等駐車施設

第3条第5号に次のただし書を加える。

ただし、その敷地が斜面又は段地である場合であって、これによることが著しく適正を欠くと認められるときは、別に定めるところによる。

第5条第7号中「第20条第1項」を「第19条第1項」に改める。

第9条の次に次の1条を加える。

(特定の地域等における表示を禁止しない屋外広告物の表示等の基準)

第9条の2 条例第6条第3項に規定する別に定める基準は、同条第2項各号に掲げる屋外広告物又はその掲出物件を表示し、又は設置する場所に最も近い屋外広告物規制区域又は屋外広告物等特別規制地区内の土地に適用される条例第11条第1項各号に掲げる基準又は条例第21条第2項第6号に規定する基準（これらの区域に係る種別又は地区が2以上あるときにあっては、これらのすべての種別及び地区に係る基準）とする。

第10条各号列記以外の部分中「歴史的意匠屋外広告物」の右に「又は優良意匠屋外広告物」を加える。

第11条を次のように改める。

(表示等の許可を要しない屋外広告物の表示等の基準)

第11条 条例第9条第2項に規定する別に定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる基準とする。

(1) 屋外広告物又は掲出物件で、面積が0.3平方メートルを超えるもの 条例第11条第1項各号に掲げる基準（同項第3号、第6号から第8号まで及び第11号イに掲げる基準を除く。）に適合すること。

(2) 屋外広告物又は掲出物件で、面積が0.3平方メートル以下のもの 表示面の色彩が良好な景観の形成に支障がないと認められるものであること。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、次に掲げる屋外広告物及びその掲出物件については、同項に規定する基準を緩和することがある。

- (1) 意匠が優れた屋外広告物で、良好な景観の形成に寄与すると認められるもの
- (2) その表示が公益、慣例その他の理由によりやむを得ない屋外広告物で、景観上支障がないと認められるもの

第12条各号列記以外の部分中「第9条第2項本文」を「第9条第3項本文」に改め、「の各号」を削る。

第13条各号列記以外の部分中「第9条第3項」を「第9条第4項」に改める。

第14条第1項各号列記以外の部分中「図書」の右に「（条例第9条第1項の規定による許可に係るものに限る。）」を加え、「の各号」を削り、同条第4号中「限る。」の右に「及び構造詳細図」を加え、同条第3項中「ものとする」を削り、同条中同項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第10条第1項に規定する別に定める図書（条例第9条第5項の規定による更新の許可に係るものに限る。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 当該更新の許可に係る屋外広告物又は掲出物件の現況を示すカラー写真
- (3) 当該更新の許可に係る屋外広告物又は掲出物件が安全上支障がないことを証する図書

第15条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第1号を次のように改める。

(1) 第5種地域、第6種地域、第7種地域、沿道型第4種地域、沿道型第5種地域又は沿道型第6種地域内に存する区画（京都市市街地景観整備条例第2条第2号に規定する美観地区及び同条第3号に規定する美観形成地区に存する区画を除く。）に定着するアドバルーンにより表示されるものであること。

第15条第6号中「区内において表示するときは、当該」を削り、「3」を「2」に改め、同条に次の2号を加える。

- (7) 屋外広告物の面積が10平方メートル以下であること。

(8) 意匠がけはけはしい色彩又は過度の装飾でないこと。

第16条中「別表第1に掲げるとおり」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる面積」に改め、同条に次の2号を加える。

(1) 建築物等定着型屋外広告物等の1個当たりの面積の上限及び独立型屋外広告物等の1面当たりの面積の上限 別表第1に掲げる面積

(2) 区画内に存するのぼりの面積の合計の上限 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる面積

ア 第1種地域、第2種地域、沿道型第1種地域特定地区、沿道型第2種地域特定地区、歴史遺産型第1種地域及び歴史遺産型第2種地域内に存するもの 2
平方メートル

イ 第3種地域、第4種地域、沿道型第1種地域、沿道型第2種地域及び沿道型第3種地域特定地区内に存するもの 4 平方メートル

ウ 第5種地域、第6種地域、沿道型第3種地域及び沿道型第4種地域特定地区内に存するもの 6 平方メートル

エ 第7種地域、沿道型第4種地域、沿道型第5種地域、沿道型第5種地域特定第1地区、沿道型第5種地域特定第2地区及び沿道型第6種地域内に存するもの 8 平方メートル

第17条を次のように改める。

(建築物等の立面)

第17条 条例第11条第1項第7号及び第8号に規定する別に定める建築物等の立面は、同一壁面として一体性がある立面のうち、次に掲げる部分とする。

(1) 地盤面から10メートルの高さ以下の部分

(2) 地盤面から10メートルの高さを超える部分

2 前項の規定にかかわらず、前面道路にアーケードが設けられている建築物等に係る同項

の立面は、同一壁面として一体性がある立面のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる部分とする。

(1) 当該アーケードの屋根の高さ（以下「屋根の高さ」という。）が地盤面から10メートルの高さ以下である場合

ア 屋根の高さ以下の部分

イ 屋根の高さを超える、地盤面から10メートルの高さ以下の部分

ウ 地盤面から10メートルの高さを超える部分

(2) 屋根の高さが地盤面から10メートルの高さを超える場合

ア 地盤面から10メートルの高さ以下の部分

イ 地盤面から10メートルの高さを超える、屋根の高さ以下の部分

ウ 屋根の高さを超える部分

3 建築物等定着型屋外広告物等が建築物等に存する部分が2以上の立面にわたる場合の1の立面に係る条例第11条第1項第7号及び第8号の規定の適用については、当該建築物等定着型屋外広告物等が他の立面に存する部分の面積は、算入しない。

第17条の次に次の3条を加える。

(表示・設置合計面積の対象となる独立型屋外広告物)

第17条の2 条例第11条第1項第7号に規定する別に定める独立型屋外広告物等は、建築物等から0.5メートル以内の位置において表示し、又は設置する独立型屋外広告物等とする。

(突き出しを禁止する道路)

第17条の3 条例第11条第1項第9号に規定する別に定める道路は、北山通、北大路通、御池通、四条通、五条通、白川通、河原町通、烏丸通、堀川通及び西大路通とする。

(道路への突き出しを禁止しない屋外広告物)

第17条の4 条例第11条第1項第9号に規定する別に定める基準は、景観上支障がないものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) アーケードに定着する屋外広告物又は掲出物件であること。
- (2) 最上部の高さが4メートル（旗、ちょうちん及びガス灯型屋外広告物（ガス灯その他これに類するものに表示する屋外広告物をいう。以下同じ。）にあっては、6メートル）以下の屋外広告物又は掲出物件であること。

第18条を次のように改める。

（最上部の高さの基準を適用しない自家用屋外広告物等の基準）

第18条 条例第11条第1項第10号アに規定する別に定める基準（旗に係るもの を除く。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 自己の氏名、名称、商号、事業所名又は建築物等の名称その他これらに類するものを表示すること。
- (2) 建築物の高さ以下に表示し、又は設置すること。
- (3) 軒の高さを超えるものにあっては、当該軒の高さに対する当該屋外広告物等の高さ（当該軒の高さから当該屋外広告物等の最上部の高さまでの高さをいう。）の割合が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる割合以下であること。

ア 第1種地域、第2種地域、第3種地域、第4種地域、第5種地域、第6種地域、沿道型第1種地域、沿道型第1種地域特定地区、沿道型第2種地域、沿道型第2種地域特定地区、沿道型第3種地域、沿道型第3種地域特定地区、歴史遺産型第1種地域及び歴史遺産型第2種地域内に存するもの 100分の2

0

イ 第7種地域、沿道型第4種地域、沿道型第4種地域特定地区、沿道型第5種地域、沿道型第5種地域特定第1地区、沿道型第5種地域特定第2地区、沿道型第6種地域内に存するもの 100分の30

- (4) 文字(記号を含む。次号において同じ。)の規模が、屋外広告物を表示する建築物等の壁面、柱その他これらに類する物(以下「壁面等」という。)の規模と不調和でないこと。
- (5) 形状が文字の部分の形状とおおむね同一であること。
- (6) 建築物等に塗料その他これに類する材料で直接描かれていないこと。
- (7) 照明付きのものにあっては、次に掲げる基準に適合していること。
- ア 照明の色が1色(白色又は淡色に限る。)であること。
- イ 当該屋外広告物が遮光性のものであり、かつ、照明装置が当該屋外広告物の裏面又は背後の壁面に取り付けられていること。
- ウ 照明装置が道路、公園、広場その他の公共の用に供する空地(以下「公用空地」という。)から容易に見えないこと。
- (8) 表示面の幅が、その定着する部分の壁面等の幅の2分の1以下であること。
- (9) 屋外広告物の色彩が、定着する建築物等の色彩と不調和でなく、かつ、落ち着いた色彩であること。
- (10) 屋外広告物の位置、規模、形態及び意匠が、定着する建築物等又は周囲の町並みの景観と不調和でないこと。
- (11) 京都市眺望景観創生条例第6条第2号に規定する近景デザイン保全区域(以下「近景デザイン保全区域」という。)内に存する屋外広告物又は掲出物件で、歴史遺産型第1種地域又は歴史遺産型第2種地域内に存するものにあっては、同条例第5条第4号に規定する眺望景観(以下「眺望景観」という。)を阻害しないものであること。

第18条の次に次の1条を加える。

(最上部の高さの基準を適用しない旗の基準)

第18条の2 条例第11条第1項第10号アに規定する別に定める基準(旗に係る

ものに限る。) は、次に掲げるものとする。

- (1) 自家用屋外広告物であって、自己の氏名、名称、商号、事業所名又は建築物等の名称その他これらに類するものを表示するものであること。
- (2) 定着する屋根、軒又はひさし(以下「屋根等」という。)の面(当該屋外広告物が周囲の屋根等の面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいう。以下同じ。)の高さに対する旗の高さ(当該旗が定着する屋根等の面から旗の最上部の高さまでの高さをいう。)の割合が、前条第3号ア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれ同号ア又はイに掲げる割合以下であること。
- (3) 1本当たりの面積が2平方メートル以下であること。
- (4) 1の建物において設置する旗の数が2以下であること。
- (5) 地盤面に対して垂直に設置されていること。
- (6) 照明を使用するものでないこと。
- (7) 旗の位置、規模、形態及び意匠が、定着する建築物等又は周囲の町並みの景観と不調和でないこと。
- (8) 近景デザイン保全区域内に存する屋外広告物又は掲出物件で、歴史遺産型第1種地域又は歴史遺産型第2種地域内に存するものにあっては、眺望景観を阻害しないものであること。

第19条及び第20条を次のように改める。

(ひさし看板等の基準)

第19条 条例第11条第1項第10号ア(イ)に規定する別に定める基準は、次に掲るものとする。

- (1) 定着する屋根等の面の高さに対するひさし看板等の高さ(当該ひさし看板等が定着する屋根等の面から当該ひさし看板等の最上部の高さまでの高さをいう。)の割合が、第18条第3号ア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれ同号ア又はイに

掲げる割合以下であること。ただし、伝統的な意匠の建築物と調和した和風の屋外広告物（木製であるものに限る。以下「特定和風屋外広告物」という。）及びガス灯型屋外広告物にあっては、この限りでない。

- (2) 表示面の最下部が、定着する屋根等より下ないこと。
- (3) 文字等並びに屋外広告物及び掲出物件の規模が当該屋外広告物を表示する建築物の規模と不調和でないこと。
- (4) 2階の窓を大幅に覆い隠していないこと。ただし、特定和風屋外広告物にあっては、この限りでない。
- (5) 形状が横長であること。ただし、特定和風屋外広告物及びガス灯型屋外広告物にあっては、この限りでない。
- (6) 可変表示式屋外広告物又はその掲出物件でないこと。
- (7) 照明付きのものにあっては、第18条第7号ア及びウに掲げる基準に適合していること。
- (8) 脚部その他これに類するものが公用空地から容易に見えないこと。ただし、特定和風屋外広告物及びガス灯型屋外広告物にあっては、この限りでない。
- (9) 屋根等に、塗料その他これに類する材料で直接描かれていないこと。
- (10) 意匠がけばけばしいものでないこと。
- (11) 屋外広告物の位置、規模、形態及び意匠が、定着する建築物等又は周囲の町並みの景観と不調和でないこと。

(壁面等から最も突き出した部分までの距離の基準)

第20条 条例第11条第1項第10号イに規定する別に定める距離は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる距離とする。

- (1) 第1種地域、第2種地域、第3種地域、第4種地域、沿道型第1種地域、沿道型第1種地域特定地区、沿道型第2種地域、沿道型第2種地域特定地区、沿道型

第3種地域特定地区、歴史遺産型第1種地域及び歴史遺産型第2種地域 1メートル

(2) 第5種地域、第6種地域、第7種地域、沿道型第3種地域、沿道型第4種地域、沿道型第4種地域特定地区、沿道型第5種地域、沿道型第5種地域特定第1地区、沿道型第5種地域特定第2地区及び沿道型第6種地域 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる距離

ア 屋外広告物又は掲出物件が壁面等に定着する位置の高さが4メートル以下である場合 1メートル

イ 屋外広告物又は掲出物件が壁面等に定着する位置の高さが4メートルを超える場合 1.5メートル

第21条中「第11条第1項第8号ア」を「第11条第1項第11号ア」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(区画内において表示等をする独立型屋外広告物等の面積から除く管理用屋外広告物)

第21条の2 条例第11条第1項第11号イに規定する別に定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる面積以下の管理用屋外広告物とする。

(1) 区画の面積が5,000平方メートル以上6,000平方メートル未満の区画内に表示するもの 2平方メートル

(2) 区画の面積が6,000平方メートル以上10,000平方メートル以下の区画内に表示するもの 2平方メートルに区画の面積が5,000平方メートルを超える1,000平方メートルごとに2平方メートルを加えた面積

(3) 区画の面積が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下の区画内に表示するもの 12平方メートルに区画の面積が10,000平方メートルを超える2,000平方メートルごとに2平方メートルを加えた面積

(4) 区画の面積が20,000平方メートルを超える区画内に表示するもの 22
平方メートルに区画の面積が20,000平方メートルを超える5,000平方
メートルごとに2平方メートルを加えた面積(当該面積が30平方メートルを超
える場合にあっては、30平方メートル)

第22条各号列記以外の部分中「第11条第1項第9号」を「第11条第1項第1
2号」に改め、同条第1号中「を超えない」を「以下の」に改め、同条第2号を次
のように改める。

(2) 前号に掲げるもの以外のもの 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる
距離

ア 他の可変表示式屋外広告物又はその掲出物件の面積が2平方メートル以下
の場合 10メートル

イ 他の可変表示式屋外広告物又はその掲出物件の面積が2平方メートルを超
える場合 300メートル

第24条各号列記以外の部分中「第11条第3項」を「第11条第4項」に改める。

第25条を次のように改める。

(完了等の届出)

第25条 条例第12条第1項又は第2項の規定による工事の完了又は中止の届出
は、当該工事の完了又は中止の後、速やかに、屋外広告物等表示・設置完了・
中止届(第1号様式)により行うものとする。

2. 工事の完了に係る前項の届出書には、屋外広告物又は掲出物件のカラー写真を添
付しなければならない。

第25条に次の1条を加える。

(除却の届出)

第25条の2 条例第13条第4項の規定による除却の届出は、当該除却の後、速

やかに、屋外広告物等除却届(第2号様式)により行うものとする。

2 前項の届出書には、屋外広告物又は掲出物件の除却後の状況を示すカラー写真を添付しなければならない。

第26条中「第15条」を「第14条」に改める。

第3章中第27条の前に次の1条を加える。

(けばけばしい色彩)

第26条の2 条例第17条第1項第2号に規定する別に定めるけばけばしい色彩であるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 表示面の下地の色の彩度(日本工業規格Z8721に定める区分によるものとする。以下同じ。)が、次に掲げる色相(同規格に定める区分によるものとする。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数値を超えるもの

ア R, GY, G, BG, B, PB, P及びRP 8

イ YR及びY 10

(2) 表示面の色彩が特定屋内広告物の存する建築物及び周囲の町並みの景観と不調和であるもの

第27条に見出しとして「(表示の届出)」を付し、同条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条に次の1号を加える。

(4) 特定屋内広告物の設計図(着色されているもの又は色見本が付いているものに限る。)

第28条第1項中「第14条第1項各号に掲げる図書」を「条例第23条第1項の規定による許可に係るものにあっては第14条第1項各号に掲げる図書、条例第23条第3項の規定による更新の許可に係るものにあっては第14条第2項各号に掲げる図書」に改める。

第5章の章名を次のように改める。

第5章 歴史的意匠屋外広告物及び優良意匠屋外広告物

第30条各号列記以外の部分中「第32条」を「第32条第1項」に改め、「の各号」を削り、同条第2号を削り、同条第1号中「，平面図」を削り、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 付近見取図

第30条に次の1号を加える。

(3) 申請に係る屋外広告物の設計図(着色されているもの又は色見本が付いているものに限る。)又はカラー写真

第30条の次に次の1条を加える。

(優良意匠屋外広告物の指定の申請)

第30条の2 条例第32条第2項の規定による優良意匠屋外広告物の指定の申請をしようとする者は、優良意匠屋外広告物指定申請書(第5号様式の2)に次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 付近見取図

(2) 申請に係る屋外広告物の配置図及び立面図

(3) 申請に係る屋外広告物、その定着する建築物等及びその周辺の土地の状況を示すカラー写真(建築物等を示す写真にあっては、建築物等定着型屋外広告物等に係る申請に限る。)

第32条第1項中「歴史的意匠屋外広告物除却・変更届」を「歴史的意匠・優良意匠屋外広告物除却・変更届」に改め、同条第2項中「歴史的意匠屋外広告物」の右に「又は優良意匠屋外広告物」を加え、同条第3項中「歴史的意匠屋外広告物滅失届」を「歴史的意匠・優良意匠屋外広告物滅失届」に改める。

第35条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「図書」の右に「(条例第34条の3第1項の規定による許可に係るものに

限る。)」を加え、「の各号」を削り、同条第4項中「ものとする」を削り、同条中同項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 条例第34条第1項に規定する別に定める図書（条例第34条の3第4項の規定による更新の許可に係るものに限る。）は、当該更新の許可に係る屋外広告物又は掲出物件の現況を示すカラー写真とする。

第43条の次に次の1章を加える。

第7章の2 公示の方法

第43条の2 条例第39条第4項に規定する別に定める方法は、市役所及び区役所の掲示場への掲示その他の適当な方法とする。

第48条中「別表備考2(3)」を「別表第6備考2(3)」に改め、同条第2項中「別表備考3」を「別表第6備考4」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（補則）

第49条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に
関し必要な事項は、市長が定める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第16条関係）

1 建築物等定着型屋外広告物等の1個当たりの面積の上限

区分	屋外広告物又は掲出物件の種類		
	幕	可変表示式屋外広告物及びその掲出物件	その他のもの
第1種地域	平方メートル 2	平方メートル	平方メートル 3
第2種地域	2		5
第3種地域	5		10
第4種地域	10		15
第5種地域	15	5	20
第6種地域	15	5	30
第7種地域	20	10	50
沿道型第1種地域	10		10
沿道型第1種地域 特定地区	10		10
沿道型第2種地域	10		15
沿道型第2種地域 特定地区	10		10
沿道型第3種地域	15	5	15
沿道型第3種地域 特定地区	10	5	15
沿道型第4種地域	15	5	30
沿道型第4種地域 特定地区	15	5	30
沿道型第5種地域	25	10	45
沿道型第5種地域 特定第1地区	20	10	40
沿道型第5種地域 特定第2地区	25	10	50
沿道型第6種地域	25	10	50
歴史遺産型第1種 地域	2		3
歴史遺産型第2種 地域	2		5

備考 面積が10平方メートルを超える写真、絵画その他これらに類するもの（以下「写真等」という。）の表示にあっては、この表の規定にかかわらず、写真等の面積がこの表に掲げる面積の2分の1以下であることとする。

2 独立型屋外広告物等の1面当たりの面積の上限

区分	屋外広告物又は掲出物件の種類						
	可変表示式屋外広告物及びその掲出物件（廣告塔並びに多本支柱型のものを除く。）	廣告塔に掲出するもの及び廣告塔並びに一本支柱型のもの	一本支柱型のもの	アーチ型のもの	廣告スタンド	可変表示式屋外広告物	その他のもの
第1種地域	平方メートル 1.5	平方メートル 1.5	平方メートル 1.5	平方メートル 1.5	平方メートル 1	平方メートル 1	平方メートル 2
第2種地域		2.5	2.5	2.5		1	2
第3種地域		5	3	4		1	2
第4種地域		5	5	4		1	2
第5種地域	1	5	5	4	0.5	1	2
第6種地域	1	5	5	4	1	1	2
第7種地域	2	8	6	6	1	1	2
沿道型第1種地域		5	3	4		1	2
沿道型第1種地域特定地区		5	3	4		1	2
沿道型第2種地域		5	5	4		1	2
沿道型第2種地域特定地区		5	3	4		1	2
沿道型第3種地域	1	5	5	4	0.5	1	2
沿道型第3種地域特定地区	1	5	5	4	0.5	1	2
沿道型第4種地域	1.5	8	6	6	1	1	2
沿道型第4種地域特定地区	1	5	5	4	1	1	2
沿道型第5種地域	2	8	6	6	1	1	2

沿道型第5種地域 特定第1地区	1.5	8	6	6	1	1	2
沿道型第5種地域 特定第2地区	1.5	8	6	6	1	1	2
沿道型第6種地域	2	10	8	8	1	1	2
歴史遺産型第1種 地域		1.5	1.5	1.5		1	2
歴史遺産型第2種 地域		2.5	2.5	2.5		1	2

備考1 「広告スタンド」とは、容易に移動させることができる屋外広告物又は掲出物件で、立て看板以外のものをいう。

- 2 「多本支柱型のもの」とは、支柱により表示面を支持する屋外広告物又は掲出物件で支柱の数が2以上のものをいう。
- 3 「一本支柱型のもの」とは、支柱により表示面を支持する屋外広告物又は掲出物件で支柱の数が1のものをいう。
- 4 「アーチ型のもの」とは、屋外広告物又は掲出物件の下を人又は車両が通行することができる構造となっているものをいう。

別表第2（第21条関係）

区分	屋外広告物及び掲出物件の最上部の高さ						
	可変表示式 屋外広告物 及びその掲 出物件（広 告スタンド であるもの を除く。）	広告塔に掲 出するもの 及び広告塔 並びに多本 支柱型のもの	一本支柱型 のもの	アーチ型 のもの	広告スタンド		立て看板
					可変表示式 屋外広告物	その他の もの	
第1種地域	メートル 3	メートル 4	メートル 4	メートル 4	メートル 1.5	メートル 2	メートル
第2種地域		3	6	6		1.5	2
第3種地域		3	6	6		1.5	2
第4種地域		3	6	6		1.5	2
第5種地域	6	4	6	6	1.5	1.5	2
第6種地域	6	6	6	6	1.5	1.5	2

第7種地域	6	6	10	6	1.5	1.5	2
沿道型第1種地域		3	6	6		1.5	2
沿道型第1種地域 特定地区		3	6	6		1.5	2
沿道型第2種地域		3	6	6		1.5	2
沿道型第2種地域 特定地区		3	6	6		1.5	2
沿道型第3種地域	6	6	6	6	1.5	1.5	2
沿道型第3種地域 特定地区	6	3	6	6	1.5	1.5	2
沿道型第4種地域	6	6	10	6	1.5	1.5	2
沿道型第4種地域 特定地区	6	6	6	6	1.5	1.5	2
沿道型第5種地域	10	6	10	6	1.5	1.5	2
沿道型第5種地域 特定第1地区	6	6	10	6	1.5	1.5	2
沿道型第5種地域 特定第2地区	6	6	10	6	1.5	1.5	2
沿道型第6種地域	10	6	10	6	1.5	1.5	2
歴史遺産型第1種 地域		3	4	4		1.5	2
歴史遺産型第2種 地域		3	6	4		1.5	2

備考 別表第1 2の備考と同じとする。

別表第3(第23条関係)

1 条例第11条第1項第2号に掲げる許可基準の適用に関し必要な技術的細目

屋外広告物又は掲出物件の種類	技術的細目
建築物等定着型屋外広告物等	<p>(1) 位置及び形態が、定着する建築物等及び周囲の町並みの景観と不調和でないこと。</p> <p>(2) 開口部等を覆い隠さないこと。ただし、幕及び和風の意匠のれんについては、この限りでない。</p> <p>(3) 表示面が開口部と壁面等にまたがらないこと。ただし、幕、和風の意匠のれん及び和風の建築物に定着する木製の屋外広告物で当該建築物と調和した和風の意匠のものについては、この限りでない。</p> <p>(4) 表示面が壁面等からはみ出さないこと。ただし、突出型屋外広告物等については、この限りでない。</p> <p>(5) 第1種地域、第2種地域、歴史遺産型第1種地域及び歴史遺産型第2種地域内に存する照明付きのものにあっては、照明装置が公共用空地から容易に見えないこと。</p> <p>(6) 突出型屋外広告物等にあっては、次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>ア 建築物等の1の立面に2以上の突出型屋外広告物等を表示し、又は設置するときは、それらの形状が統一されていること及び地盤面に対して垂直に1列に表示し、又は設置すること。ただし、最上部の高さが4メートル（旗、ちょうちん及びガス灯型屋外広告物にあっては、6メートル）以下のものについては、この限りでない。</p> <p>イ 照明装置が公共用空地から容易に見えないこと。</p> <p>(7) 幕にあっては、他の屋外広告物を覆い隠さないこと。</p>
独立型屋外広告物等	<p>(1) 道路の通行に支障が生じないように表示すること。</p> <p>(2) 支柱により表示面を支持する屋外広告物又は掲出物件で支柱の数が1のものにあっては、次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>ア 支柱が地盤面に対して垂直に設置されていること。</p> <p>イ 支柱の中心線から表示面の端までの距離が、第1種地域、第2種地域、第3種地域、第4種地域、第5種地域、第6種地域、沿道型第1種地域、沿道型第1種地域特定地区、沿道型第2種地域、沿道型第2種地域特定地区、沿道型第3種地域、沿道型第3種地域特定地区、沿道型第4種地域特定地区、沿道型第5種地域特定地区第1地区及び沿道型第5種地域特定地区第2地区、歴史遺産型第1種地域及び歴史遺産型第2種地域内に存するものにあっては1.5メートル以下、第7種地域、沿道型第4種地域、沿道型第5種地域及び沿道型第6種地域</p>

内に存するものにあっては2メートル以下であること。

ウ 屋外広告物の最上部の高さに対する当該屋外広告物の最下部の高さ(地盤面から当該屋外広告物の最下部までの高さをいう。)の割合が2分の1以上であること。ただし、最上部の高さが別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表広告塔に掲出するもの及び広告塔並びに多本支柱型のものの欄に掲げる高さ以下のものであって(3)イに掲げる縦の長さ以下のものについては、この限りでない。

(3) 支柱により表示面を支持する屋外広告物又は掲出物件で支柱の数が2以上のものにあっては、次に掲げる基準に適合していること。

ア 表示面が長方形その他これに類する形状であること。

イ 表示面の縦の長さが、第1種地域、第2種地域、第3種地域、第4種地域、沿道型第1種地域、沿道型第1種地域特定地区、沿道型第2種地域、沿道型第2種地域特定地区、沿道型第3種地域特定地区、歴史遺産型第1種地域及び歴史遺産型第2種地域内に存するものにあっては3メートル以下、第5種地域内に存するものにあっては4メートル以下、第6種地域、第7種地域、沿道型第3種地域、沿道型第4種地域、沿道型第4種地域特定地区、沿道型第5種地域、沿道型第5種地域特定第1地区、沿道型第5種地域特定第2地区、沿道型第6種地域内に存するものにあっては5メートル以下であること。

(4) 広告塔に掲出するものにあっては、表示面の縦の長さが、第1種地域、第2種地域、第3種地域、第4種地域、沿道型第1種地域、沿道型第1種地域特定地区、沿道型第2種地域、沿道型第2種地域特定地区、沿道型第3種地域特定地区、歴史遺産型第1種地域及び歴史遺産型第2種地域内に存するものにあっては3メートル以下、第5種地域内に存するものにあっては4メートル以下、第6種地域、第7種地域、沿道型第3種地域、沿道型第4種地域、沿道型第4種地域特定地区、沿道型第5種地域、沿道型第5種地域特定第1地区、沿道型第5種地域特定第2地区、沿道型第6種地域内に存するものにあっては5メートル以下であること。

(5) のぼりにあっては、区画内に存する他ののぼりとの間の距離が、第1種地域、第2種地域、第3種地域、第4種地域、第5種地域、沿道型第1種地域、沿道型第1種地域特定地区、沿道型第2種地域、沿道型第2種地域特定地区、沿道型第3種地域、沿道型第3種地域特定地区、沿道型第4種地域特定地区、沿道型第5種地域特定第1地区、沿道型第5種地域特定第2地区、歴史遺産型第1種地域及び歴史遺産型第2種地域内に存するものにあっては10メートル以上、第6種地域、第7種地域、沿道型第4種地域、沿道型第5種地域及び沿道型第6種地域内に存するものにあっては5メートル以上であること。

備考1 写真等の表示にあっては、この表の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合することとする。

- (1) 最上部の高さが10メートルを超えないこと。ただし、市長が指定するものについては、この限りでない。
 - (2) 面積が10平方メートルを超える建築物等定着型屋外広告物等にあっては、次に掲げる基準に適合していること。
 - ア 1の立面に表示する写真等の数が2以下であること。
 - イ 第17条に規定する建築物等の立面に対する写真等の面積の合計の割合が、条例別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる割合の2分の1以下であること。
- 2 「突出型屋外広告物等」とは、表示面が建築物等の壁面等の面に対して垂直に設けられている建築物等定着型屋外広告物等並びに壁面等から突き出して設けられている旗、ちょうちん及びガス灯型屋外広告物をいう。

2 条例第11条第1項第4号に掲げる許可基準の適用に関し必要な技術的細目

屋外広告物又は掲出物件の種類	技術的細目
照明付きの屋外広告物又は掲出物件	<ol style="list-style-type: none">(1) 表示面の下地の色の彩度が、次に掲げる色相の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数値を超えるものでないこと。 ア R, G Y, G, B G, B, P B, P 及び R P 8 イ Y R 及び Y 10(2) 表示面の色彩が、定着する建築物等及び周囲の町並みの景観と不調和でないこと。(3) 写真等の表示にあっては、表示面の色彩が良好な景観の形成に支障がないものであること。(4) ネオン管等の装飾が昼間の景観に配慮したものであること。(5) 照明がフラッシュ式又はストロボ式でないこと。(6) 照明が点滅式でないこと。ただし、緊急の必要があるもの又は警告、交通規制等の用に供するもので、公衆の安全を図るため必要と認められるものについては、この限りでない。(7) 照明が可動式（回転灯又は照射する光が動くものをいう。）ものでないこと。ただし、緊急の必要があるもの又は警告、交通規制等の用に供するもので、公衆の安全を図るため必要と認められるものについては、この限りでない。(8) 照明が過度にまぶしいものでないこと。(9) アーケードに定着するものにあっては、可変表示式屋外広告物又はその掲出物件でないこと。(10) 建築物等定着型屋外広告物等にあっては、次に掲げる基準に適合していること。 ア 幕にあっては、建築物等の1の立面に2以上の幕を表示するときは、それらの表示面の下地の色が統一されているこ

	<p>と。ただし、最上部の高さが4メートル以下のものについて は、この限りでない。</p> <p>イ アーケードに定着するものにあっては、下地の色がアーケードにおいて表示し、又は設置されている既存の建築物等定着型屋外広告物等の下地の色と不調和でないこと。</p> <p>(11) 突出型屋外広告物等にあっては、可変表示式屋外広告物又はその掲出物件でないこと。ただし、その面積が0.5平方メートル以下のものについては、この限りでない。</p> <p>(12) 第1種地域、第2種地域、沿道型第1種地域、沿道型第1種地域特定地区、沿道型第2種地域特定地区、歴史遺産型第1種地域及び歴史遺産型第2種地域内に存するものにあっては、次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>ア 照明の色が白色又は淡色であること。</p> <p>イ 照明の色の数が1であること。</p> <p>(13) 第3種地域、沿道型第2種地域、沿道型第3種地域、沿道型第3種地域特定地区、沿道型第4種地域特定地区内に存するものにあっては、次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>ア 照明の色が落ち着いた色であること。</p> <p>イ 照明の色の数が2以下であること。</p> <p>(14) 第4種地域、第5種地域、第6種地域、沿道型第4種地域内に存するものにあっては、照明の色の数が3以下であること。</p>
その他の屋外広告物又は掲出物件	<p>(1) 表示面の下地の色の彩度が、次に掲げる色相の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数値を超えるものでないこと。</p> <p>ア R, G Y, G, B G, B, P B, P 及び R P 8 イ Y R 及び Y 10</p> <p>(2) 表示面の色彩が、定着する建築物等及び周囲の町並みの景観と不調和でないこと。</p> <p>(3) 写真等の表示にあっては、表示面の色彩が良好な景観の形成に支障がないものであること。</p> <p>(4) 建築物等定着型屋外広告物等にあっては、次に掲げる基準に適合していること。</p> <p>ア 幕にあっては、建築物等の1の立面に2以上の幕を表示するときは、それらの表示面の下地の色が統一されていること。ただし、最上部の高さが4メートル以下のものについては、この限りでない。</p> <p>イ アーケードに定着するものにあっては、下地の色がアーケードにおいて表示し、又は設置されている既存の建築物等定着型屋外広告物等の下地の色と不調和でないこと。</p>

備考 「突出型屋外広告物等」とは、表示面が建築物等の壁面等の面に対して垂直に設けられている建築物等定着型屋外広告物等並びに壁面等から突き出して設けられている旗、ちようぢん及びガス灯型屋外広告物をいう。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号様式(第25条関係)

屋外広告物等表示・設置 完了 届
中止

(あて先) 京都市長	年月日		
届出者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	届出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 電話 —		
京都市屋外広告物等に関する条例第12条 □第1項 の規定により工事の □完了 について届け □第2項 □中止 出ます。			
所在地	京都市 区		
許可の年月日 及び許可番号	年月日 第 号		
行為の種別	□新規 □変更	完了年月日	年月日
		中止年月日	年月日
完了・中止 年月日	年月日		

注 該当する□にはレ印を記入してください。

第2号様式(第25条の2関係)

屋外広告物等除却届

(あて先) 京都市长	年月日
届出者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	届出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 電話 —
京都市屋外広告物等に関する条例第13条第4項の規定により屋外広告物又は掲出物件の除却について届け出ます。	
所在地	京都市 区
許可の年月日 及び許可番号	年月日 第 号
許可の有効期間	年月日から 年月日まで
除却年月日	年月日

第3号様式注以外の部分中「第15条第1項」を「第14条第1項」に、「第15条第2項」を「第14条第2項」に改める。

第4号様式注以外の部分中

を

1の立面における既存の特定屋内広告物の面積の合計	
--------------------------	--

1の立面における既存の特定屋内広告物の面積の合計	
下 地 の 色	

に改める。

第5号様式中「第32条」を「第32条第1項」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

第5号様式の2(第30条関係)

優良意匠屋外広告物指定申請書

(あて先) 京都市长	年月日
申請者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	申請者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 電話 一

京都市屋外広告物等に関する条例第32条第2項の規定により優良意匠屋外広告物の指定を申請します。		
所在地	京都市 区	
設計者	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
	氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)	
屋外廣告業者	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
	氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)	
	登録番号	京都市屋外廣告業登録第 号
申請に 係る屋 外廣告 物の概 要	位置	
	規模	
	形態	
	意匠	

第6号様式注以外の部分中「歴史的意匠屋外広告物 除却届」を
変更

「歴史的意匠・優良意匠屋外広告物 除却届」に、「より歴史的意匠屋外広告物」を
変更

「より 歴史的意匠屋外広告物
優良意匠屋外広告物」に改める。

第7号様式中「歴史的意匠屋外広告物滅失届」を「歴史的意匠 屋外広告物滅失届」に、
優良意匠

「より歴史的意匠屋外広告物」を「より 歴史的意匠屋外広告物
優良意匠屋外広告物」に改め、同様式に

注として次のように加える。

注 該当する□には、レ印を記入してください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年9月1日から施行する。

(改正条例附則第10項の規定による計画書の提出)

2 京都市屋外広告物等に関する条例の一部を改正する条例（平成19年3月23日
京都市条例第52号）附則第10項に規定する計画書に関し必要な事項は、市長が定
める。

(経過措置)

3 この規則による改正後の京都市屋外広告物等に関する条例施行規則第26条の2
の規定は、この規則の施行の際、現に適法に表示されている特定屋内広告物につい
ては、この規則の施行の日から起算して3年を経過する日までの間は、適用しない。

（都市計画局都市景観部市街地景観課）